

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表（案）

委員会への理事者出席の件

改正案	現行
<p>常任委員会への理事者の出席については、区長以下三役（区長、副区長、教育長）にやむを得ぬ事情の存する場合を除き出席を求めるものとする。</p>	<p>各委員会への理事者の出席については、区長以下三役（区長、副区長、教育長）にやむを得ぬ事情の存する場合を除き出席を求めるものとする。</p>

特別委員会の並行開催について

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>平成7年第2回定例会より実施する。</p>